

町営住宅に入居する方への注意（ご案内）

町営住宅に入居する際の注意点として、以下のことをご承知おきください。

入居時に必要なもの

- ・連帯保証人の届出（1～2名）
- ・敷金（家賃の3か月分）

退去時に必要なもの

- ・入居者が破損、汚損した箇所の修繕
- ・入居者が取り付けたものの撤去
- ・畳・襖・障子の張替えは、経年劣化でも入居者の負担で行っていただきます。
- ・清掃が不十分だった場合はクリーニング費用も入居者負担となることがあります。

入居のルール

- ・ペットの飼育は禁止されています。
- ・共益費の負担があります。
- ・管理人（班長）の持ち回りがあります。
- ・駐車場の割当は1区画（1台分）です。

注意

- ・給湯設備や浴槽、エアコン等は備え付けられていませんので、各自で設置してください。なお、設置するときに壁等に穴をあける場合は、事前に届出が必要です。
- ・町営住宅にエレベーター設備はありません。
- ・三階建て住宅は1階でも階段を上がる必要があります。
- ・入居中の住宅の修繕は、基礎構造箇所の修繕は町の負担で行いますが、消耗箇所の修繕は入居者の負担となります。
- ・収入が基準額を超過した場合、退去していただくことがあります。
- ・家財保険と個人賠償責任保険には個人で加入が必要です。